#### 国の債権に係る情報の公表

#### 法務省 (一般会計)

#### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

		令和2年度					令和3年度									
	管理対象債権額				管理対象債権額		消滅額			管理対象	消滅額					
	前年度以		前年度以前発生分	本年度発生分	前年度以 前発生未 消滅債権			前年度以前発生分	本年度発生分	前年度以		Ī [	前年度以前	<b>〕発生分</b>	本年度発生分	
	前発生未 消滅債権	本年度発生分	うち	うち	削発生术 消滅債権	本年度発生分		うち	うち	前発生未 消滅債権	本年度発生分		51	5	うち	
	分		不納欠損額	不納欠損額	分			不納欠推	額 不納欠損額	分			不	等納欠損額	不納欠打	損額
合 計	53,761 5,601	48,159 48,301	3,431 9	44,870 0	52,090 5,286	46,804	46,491	3,330	14 43,160 -	58,194 5,418	52,776	52,263	3,472	6	48,791	0
	主な歳入金債権				主な歳入金債権					主な歳入金債権						
備考	<ul><li>免許料及び手数料債権 4</li></ul>	44,493 ・免許料及び	手数料債権 41,242		<ul><li>免許料及び手数料債権</li></ul>	43,958	<ul><li>免許料及び</li></ul>	ド手数料債権 40,	565	<ul><li>免許料及び手数料債権</li></ul>	48,882	・免許料及び	バチ数料債権 しゅうしゅう	45,160		
	<ul><li>刑務所作業費債権</li></ul>	3,452 •刑務所作業	費債権 3,450		•刑務所作業費債権	2,740	•刑務所作業	美費債権 2,	739	•刑務所作業費債権	2,596	•刑務所作業	类黄債権	2,596		

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省合第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

#### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和元年度末現在額							令和2年度末現在額						令和3年度末現在額													
					徴収停	止分		一般分(徴収停止分を除く。)						亭止分	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収化	停止分					
	本年度発生債権分 前年度以前発生債権分		合	計	<b></b>			本年度発	生債権分	前年度以前	前発生債権分	合	H				本年度発	生債権分	前年度以前	<b>前発生債権分</b>	É	計	ŀ				
		履行期限 到来額	履行期限未到来額	履行期限 到来額	履行期限未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	本年度発生債権分	前年度以前 発生債権分		履行期限 到来額	履行期限未到来額	履行期限 到来額	履行期限未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額		前年度以前 発生債権分		履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限未到来額		履行期限 未到来額	本年度発 生債権分	前年度以前 発生債権分
債権の種類																										I	
(部)雑収入	5,459	16	3,272	214	1,328	230	4,600	-	627	5,595	4	3,639	199	1,137	204	4,776	-	614	5,930	28	3,955	205	1,127	234	5,083	0	612
(款)国有財産利用収入	353	0	9	43	300	43	309	-	-	371	0	126	43	202	43	328	-	-	382	0	203	43	135	43	338		_
(項)国有財産貸付収入	0	0	-	-	-	0	-	-	1	0	0	0	-	-	0	0	-	1	0	0	0	0	-	0	0	-	_
(目)公務員宿舎使用料債権	0	0	-	-	-	0	-	-	1	0	0	0	-	-	0	0	-	1	0	0	0	0	-	0	0	-	_
(目)物件使用料債権	0	0	-	-	-	0	-	-	1	0	0	-	-	-	0	-	-	1	-	-	-		-	-	-	_	_
(項)利子収入																										1	ŀ
(目)利息債権	353	-	9	43	300	43	309	-	1	371	-	126	43	202	43	328	-	1	382	-	203	43	135	43	338	-	_
(款)諸収入	5,106	16	3,263	170	1,027	187	4,290	-	627	5,223	4	3,512	156	935	160	4,448	-	614	5,548	28	3,752	162	992	190	4,744	0	612
(項)許可及手数料																										I	
(目)免許料及び手数料債権	3,250	-	3,250	-	-	-	3,250	-	-	3,393	-	3,393	-	-	-	3,393	-	-	3,721	-	3,721	-	-	-	3,721		-
(項)懲罰及没収金																										I	
(目)金銭引渡請求権債権	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
(項)弁償及返納金	1,570	16	9	146	790	162	799	-	607	1,550	4	94	132	712	136	806	-	607	1,563	28	3	137	788	166	791	0	604
(目)費用弁償金債権	9	-	-	0	9	0	9	-	-	9	-	-	0	9	0	9	-	0	9	-	-	C	9	0	9		-
(目)返納金債権	75	0	3	29	20	29	24	-	21	70	0	0	29	18	29	19	-	21	67	-	2	26	17	26	20	0	21
(目)弁償金債権	20	15	3	0	-	15	3	-	1	5	-	-	4	-	4	-	-	1	2	-	-	C	-	0	-		1
(目)損害賠償金債権	1,464	1	1	116	761	117	762	-	584	1,465	3	93	98	684	102	777	-	584	1,484	28	1	110	761	139	762		582
(項)矯正官署作業収入	1	-	1	0	0	0	1	-	-	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	C	C	0	0	0	-	-
(目)製品売払代債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(目)刑務作業費債権	1	-	1	0	0	0	1	-	-	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0	0	0	0	_	-
(項)雑入	283	0	2	24	236	24	239	-	20	278	-	25	23	222	23	247	-	7	262	-	26	24	203	24	230	-	7
(目)費用弁償金債権	28	0	-	19	-	19	-	-	8	19	-	-	19	0	19	0	-	0	19	-	0	19	0	19	0	-	0
(目)利得償還金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-
(目)延滞金債権	187	-	2	4	168	4	171	-	11	191	-	25	4	154	4	179	-	7	175	-	2€	4	136	4	162		7
(目)利息債権	67	-	-	-	67	-	67	-	-	67	-	-	-	67	-	67	-	-	67	-	-	-	67	-	67	-	-
合 計	5,459	16	3,272	214	1,328	230	4,600	-	627	5,595	4	3,639	199	1,137	204	4,776	-	614	5,930	28	3,955	205	1,127	234	5,083	0	612

<sup>※1</sup> 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないのがある。 2 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「一」で表示している。

### 令和元年度

# 不納欠損額の内訳

### 法務省省所管 一般会計

7,5	区分		発生債権分		前発生債権分		<b>=</b> +	備考	
	<u> </u>	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	1佣.有	
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	6	2	6	2	(目)利息債権 1 (目)損害賠償金債権 1	
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	I	ı	1	0	1	0	(目)返納金債権 0	
	徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	-		
	徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	1	0	12	7	13	8		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	I	1	9	0	9	0	(目)損害賠償金債権 0 (目)費用弁償金債権 0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	-	-	_	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額 が強制執行費用等を超えない見込み)	I	I	I	-	I	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	1	0	3	6	4	7	(目)利息債権 4 (目)損害賠償金債権 2	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	I	-	I	-	I	-		

### 令和2年度

# 不納欠損額の内訳

### 法務省省所管 一般会計

区分		発生債権分		前発生債権分		<b>=</b> +	備考	
区刀	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	7佣.有	
徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	ı	I	1	0	1	0	(目)延滞金債権 0	
徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	1	1	0	1	0	(目)返納金債権 0	
徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	-	-	-	-	-	_		
徴収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	-	8	13	8	13		
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)	-	I	8	13	8	13	(目)返納金債権 0 (目)費用弁償金債権 9 (目)延滞金債権 4	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	1	-	-	-	-		
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	I	1	I	-	I	ı		
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	_		_	_	_	-		
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	-	-	-	-	-	-		

令和3年度

# 不納欠損額の内訳

## 法務省省所管 一般会計

	区分		発生債権分		前発生債権分		計	備考	
	<b>区</b> 刀	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	1佣-与	
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	1	0	ı	-	1	0	(目)物件使用料債権 0	
	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	-	-	-	-	-	-		
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)			-	-	-	-	-		
	敦収官事務規程 条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)	-	_	9	6	9	6		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	Ι	-	6	2	6	2	(目)費用弁償金債権 0 (目)損害賠償金債権 2	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	-	-	-	-	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	-	-	-	-	-	-		
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	-	-	3	3	3	3	(目)弁償金債権 3 (目)損害賠償金債権 0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	_	-	_	-	-	-		